

連載

特許係争の実務

大野総合法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士・弁理士 大野 聖二

第34講 間接侵害行為（その2）

第3 専用品型間接侵害行為

1 「のみ」の要件の趣旨

特許法101条1号4号は、物の発明（1号）、方法の発明（4号）に対して、「物の生産にのみ用いる」、「方法の使用にのみ用いる」物の生産、譲渡等の行為を間接侵害行為として、損害賠償請求のみならず、差止請求の対象となし得るように規定している。

この規定は、「のみ」という要件のみで間接侵害行為を規定しているので、講学上、専用品型間接侵害行為と呼ばれている。この「のみ」の要件は、間接侵害行為の安易な適用による特許権の効力が不当に拡張されるのを防止する趣旨で課されたものであるとされる。この要件を厳格に解釈すると、間接侵害行為の成立範囲が狭くなり、差し止め請求による救済が実効性を失う恐れがあり、逆に緩やかに解釈すると、製品の取引行為が過度に規制されて、取引の安全が阻害される。この要件の解釈にあたっては、多機能型間接侵害行為（特許法101条2号5号）との適用範囲、役割分担という視点も重要である。

2 裁判例の状況

現在の裁判例は、「のみ」の要件を満たすためには、①経済的、商業的ないし実用的な他の用途が存在しないことが必要であるとする立場と②専ら他の用途のみを使用することが経済的、商業的、実用的であるかどうかを判断基準とし、この基準を満たさない限り、要件を満たすという立場に、大別される。

①の立場に属する裁判例として、東京地裁判決昭和56年2月25日判決〔一眼レフ交換レンズ事件〕¹を挙げることができる。

同判決は、「対象物件が特許発明に係る物の生産に使用する以外の用途を有するときは、右規定の適用のないこともちろんであるが、一方、およそあらゆる物について特定の用途以外の用途に使用される抽象的ないしは試験的な可能性が存しないとはいい難く、かかる可能性さえあれば右規定の適用がないということになれば、右規定が設けられた趣旨が没却されることになりかねないことに徴すれば、右『特許発明に係る物の生産に使用する以外の用途』は、右のような抽象的ないしは試験的な使用の可能性では不足、社会通念上経済的、商業的ないしは実用的である

1 無体集13巻1号139頁、判時1007号72頁。